

伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4条第1項第1号エに規定する第1号介護予防支援事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成28年伊勢原市規則第18号)第4条第1項第1号エに規定する第1号介護予防支援事業(以下「介護予防ケアマネジメント事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号)において使用する用語の例による。

(実施主体等)

第3条 介護予防ケアマネジメント事業は、介護保険法第115条の4第4項の規定により介護予防・日常生活支援総合事業の実施の委託を受けた地域包括支援センターが行うものとする。

2 介護予防ケアマネジメント事業の類型は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防ケアマネジメントA事業
- (2) 介護予防ケアマネジメントB事業
- (3) 介護予防ケアマネジメントC事業

3 介護予防ケアマネジメント事業の利用料は、無料とする。

(実施基準)

第4条 介護予防ケアマネジメント事業は、次の各号に掲げる事業の類型の区分に応じ、当該各号に定める基準に従い実施するものとする。

- (1) 介護予防ケアマネジメントA事業 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。)

第2条から第31条まで及び第33条の規定に準ずる基準。この場合において、基準省令第28条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

- (2) 介護予防ケアマネジメントB事業 基準省令第2条から第31条まで及び

第33条の規定に準ずる基準。この場合において、基準省令第28条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、第30条第1項第9号中「担当職員は、」とあるのは「担当職員は、必要に応じて」と、同項第16号イ中「3月」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。

(3) 介護予防ケアマネジメントC事業 基準省令第2条から第31条まで（第30条第1項第9号及び第16号を除く。）及び第33条の規定に準ずる基準。この場合において、基準省令第28条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月31日告示第61号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。